



平成 29 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山崎眞哉
(コード番号：6972 東証第2部)
問合わせ 取締役上席執行役員財務経理部長 安藤正直
(TEL 045-470-7252)

南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携の一部変更及び

第三者割当による新株式の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ

平成 28 年 11 月 11 日付「資本業務提携に関する基本合意書の締結及び第三者割当による新株式の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」(以下「平成 28 年 11 月 11 日付プレスリリース」という。)及び平成 28 年 11 月 29 日付「南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携に関するお知らせ」(以下「平成 28 年 11 月 29 日付プレスリリース」という。)においてお知らせした、当社と南通江海電容器股份有限公司(以下「南通江海電容器」という。)との間の資本業務提携について、平成 28 年 12 月 15 日付「第三者割当による新株式発行の失権、主要株主の異動の中止並びに南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリース」という。)においてお知らせしましたとおり、南通江海電容器を割当先とする第三者割当による新株式の発行が中止となったことに伴い、その内容を一部変更する必要が生じておりました。当社は、平成 29 年 4 月 7 日の取締役会において、変更後の資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)について決定し、併せて南通江海電容器を割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」という。)について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当により、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 資本業務提携の概要

1. 資本業務提携の目的

平成 28 年 11 月 11 日付プレスリリース及び平成 28 年 11 月 29 日付プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、資本提携として、南通江海電容器に対して平成 28 年 12 月 15 日を払込期日とする第三者割当(以下「前回第三者割当」という。)を行うことにより、業務提携の効果をより確実なものとし、当社の財務体質の強化を図ることを目的としておりましたが、平成 28 年 12 月 15 日付プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、払込期日である平成 28 年 12 月 15 日に払込金額の総額である 999,978,000 円の払込みが行われず、前回第三者割当増資は失権しております。これについては、払込金額全額の準備を完了していたものの、中国当局により昨年末に急激に強化された外貨送金規制に関して許認可が得られなかったため、払込金額の送金ができなかった旨の説明を南通江海電容器から受けております。

当社としては、前回第三者割当が失権に終わったことは誠に遺憾ではあるものの、前回第三者割当増資における失権は、第三者割当を行うことを決議した時点においては当社及び南通江海電容器のいずれもが予測できなかった外部的要因(中国当局による外貨送金規制の急激な強化)に起因するものであり、当社及び南通江海電容器が相当の注意を払っても回避することができなかった事態と認識しております。また、前回第三者割当増資の際に、南通江海電容器は中国当局との交渉を頻繁に行うなど払込期日までに当社への送金が可能となるように最大限の努力をしていたことを、当社は現地へ赴いて確認しております。これらに加えて、当社と南通江海電容器とは 30 年以上の長きに渡り様々な取引を通じて良好な関係を築き上げており、当社グループの利益拡大を図り、グローバル企業として中長期的な企業価値を向上させるためには南通江海電容器との資本提

携が必要不可欠であると判断しております。また、当社と南通江海電容器との間で締結した業務提携の効果をより確実なものとするに並びに平成 28 年 12 月 31 日の連結会計期間末における純資産額が 791 百万円(自己資本比率 3.0%)という当社グループの財務状況に鑑み当社の財務体質の強化を図るため、資本業務提携の内容を一部変更した上で、あらためて同社に対して本第三者割当を行うことといたしました。なお、中国当局による外貨送金規制との関係では、中国当局から許認可を取得して本第三者割当に係る払込みを実行するのに問題がない状況になったとの説明を当社は南通江海電容器から口頭で受けております。

当社と南通江海電容器が資本業務提携を行う目的については、平成 28 年 11 月 11 日付プレスリリース及び平成 28 年 11 月 29 日付プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、今後も車載関連需要の成長が見込まれる中国市場での積極的な需要取り込み、コスト競争力の強化とサプライチェーンの強化を図るための生産体制を構築するため、車載電装及び産業機器向け高性能・高品質のアルミ電解コンデンサの生産拠点を中国に合弁で設立し、当社と南通江海電容器が対等なパートナーシップの精神の下、相手方の有する経営資源を有効活用しお互いの事業を補完していくことにより、両社の事業を拡大させるとともに当社グループの利益拡大を図り、グローバル企業として中長期的な企業価値を向上させることにあり、一部変更後の本資本業務提携においても、かかる目的に変更はございません。

下記「2. 資本業務提携の変更内容」に記載の通り、資本業務提携の内容のうち、第三者割当に関連する内容の一部を変更することとし、また、本第三者割当を最優先で実施するため、資本業務提携のうち、南通江海電容器と中国における車載及び産業機器向け高性能・高品質のアルミ電解コンデンサの生産・販売を目的とした合弁会社の設立を前提とした業務提携の内容の一部も併せて変更することとしております。

2. 資本業務提携の変更内容

(1) 資本提携の変更内容

資本提携の内容につきましては、前回の第三者割当から株価の変動があったこと及び実施時期が変更となったことにより、必要な変更を加えておりますが、資本提携の規模等を含む資本提携の基本方針を変更するものではございません。本第三者割当の詳細については後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行」をご参照ください。

(2) 業務提携の変更内容

平成 28 年 11 月 29 日付プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社と南通江海電容器は、平成 28 年 11 月 30 日付で割当予定先との間で締結した資本業務提携契約において、共同でコンデンサ事業を行う合弁会社の設立に関し合意しており、2017 年 3 月 31 日を目処に別途合弁契約を締結する予定でしたが、あらためて同社に対して本第三者割当を行い資本提携を実施することを最優先に検討しており、合弁の運営方法等についての協議検討には更なる時間を要する見込みです。そこで、当社と南通江海電容器が合弁契約を締結する目的を、2017 年 3 月 31 日から 2017 年 6 月 30 日に変更することとし、引き続き中国の法令及び実務を踏まえた更なる協議検討を行うことと致しました。設立を検討している合弁会社の概要については、平成 28 年 11 月 29 日付プレスリリースにおいてお知らせした内容に変更はございません。

(3) 合弁会社の概要

(1) 名称	未定
(2) 所在地	中国江蘇省
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事業内容	コンデンサ製品の製造・販売 製造製品：アルミ電解コンデンサ (車載電装、産業機器向けリードタイプを主体とする。)
(5) 資本金	未定 (日本円換算で 10 億円程度)
(6) 設立年月日	未定
(7) 決算期	未定
(8) 純資産	未定
(9) 総資産	未定
(10) 資本金に対する出資割合	当社：30% 南通江海電容器：70% ただし、当社及び南通江海電容器の合意により変更することができる。また、合弁会社の増資及び減資における比率については、両社で別途協議の上、定める。
(11) 出資方法	当社：車載電装、産業機器向け高性能・高品質製品に関する当社保有の技術に対する知的財産権並びに生産、品質管理の技術及びノウハウ 南通江海電容器：現金

3. 業務提携の相手先の概要

南通江海電容器の概要は、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

4. 日程

(1) 資本業務提携契約の締結	平成 29 年 11 月 30 日
(2) 取締役会決議 (資本業務提携の一部変更及び本第三者割当)	平成 29 年 4 月 7 日
(3) 資本業務提携の一部変更に関する覚書の締結	平成 29 年 4 月 7 日
(4) 本第三者割当の払込期間	平成 29 年 4 月 24 日～平成 29 年 5 月 12 日
(5) 合弁契約の締結	平成 29 年 6 月 30 日 (予定)
(6) 合弁会社の設立	未定

5. 今後の見通し

今後の見通しは、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 8. 今後の見通し」に記載のとおりであります。

II. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期間	平成 29 年 4 月 24 日～平成 29 年 5 月 12 日
(2) 発行新株式数	普通株式 10,638,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 94 円
(4) 調達資金の額	999,972,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により南通江海電容器に全株式を割り当てる。
(6) その他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び本第三者割当の実行について必要とされる中国の関係当局の許認可等が得られることを払込の条件とする。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の目的」に記載のとおり、当社は、当社グループの中長期的な企業価値を向上させるために、同社に対する本第三者割当を行うことといたしました。

本第三者割当増資により発行済株式総数が増加することになり株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、当社と南通江海電容器の業務提携にあわせて実施するものであり、業務提携の効果をより確実なものとし、当社グループの中長期的な発展と成長につなげることに加え、平成 28 年 12 月 31 日の連結会計期間末における純資産額 791 百万円（自己資本比率 3.0%）という当社グループの財務状況に鑑みて、自己資本を増強することで財務体質の安定化につながり株主価値の向上に資するものと考えられます。また、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」及び「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当増資による調達資金を、今後、更に電装化が進み市場成長が見込まれる車載関連向け製品や回生エネルギー・通信インフラ等向けに需要が拡大している産業機器・通信関連向け製品の増産投資に充当することは、当社の成長戦略及び事業継続のために必要不可欠であり、当社グループの中長期的な企業価値を向上させるものと考えられます。このように、本第三者割当増資は当社グループの中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様にも利益をもたらすことができるものとの判断から本第三者割当増資を実施することといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	999,972,000 円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000 円
③ 差引手取概算額	989,972,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー料 500 万円、登記費用 350 万円並びに有価証券届出書等の書類作成費用及びその他諸費用 150 万円であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 989,972,000 円については、車載市場向けに需要が拡大している導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや回生エネルギー・通信インフラ等向けに需要が拡大している電気二重層コンデンサの受注に対応するための増産設備投資の一部に充当する予定です。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い預金口座等にて管理する予定です。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産設備 (注) 1	707,900,000	平成 29 年 5 月～平成 31 年 6 月
表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサの増産設備 (注) 2	239,700,000	平成 29 年 5 月～平成 31 年 12 月
電気二重層コンデンサの増産設備 (注) 3	42,372,000	平成 29 年 5 月～平成 29 年 7 月

(注) 1. 設置場所は国内子会社のエルナー東北(株)青森工場であり、車載向け製品の生産能力増強設備であります。

2. 設置場所はマレーシア国にある海外子会社の ELNA-SONIC. SDN. BHD. であり、車載向け製品の生産能力増強設備であります。

3. 設置場所はタイ国にある海外子会社の TANIN ELNA CO., LTD. であり、産業機器・通信関連向け製品の生産能力増強設備であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今後、更に電装化が進み市場成長が見込まれる車載関連向け製品や回生エネルギー・通信インフラ等向けに需要が拡大している産業機器・通信関連向け製品の増産投資に資金を投下することは、中長期的な企業価値の向上を目的としており、当社の成長戦略及び事業継続のために必要不可欠であることから、今回の資金調達は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、本第三者割当に係る平成29年4月7日の取締役会決議の直前3ヶ月間（平成29年1月7日から平成29年4月6日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である94円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）といたしました。取締役会決議の日の前営業日の株価ではなく、平均株価を採用した理由は、当社株式は最低投資金額が低い水準で推移しており機動的な売買がし易いことから、当社が公表したものではない情報や思惑、市場環境等による短期的な株価への影響を受けやすい特性があり、特定の一時点を基準にするよりも、一定期間の平均株価という標準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、平均株価の算出期間を取締役会決議の日の直前3ヶ月間とした理由は、平成29年1月以降、東京証券取引所における当社普通株式の取引量が比較的多い日が複数存在し、当社の事業や業績等の公表に関わらず当社の株価が大きく変動している場合があり、特に直前1ヶ月間においては当社の株価は下落基調で推移しておりかかる傾向が見られたことから、直近の株価及び直前1カ月間の平均株価は当社の現在の実情を適正に反映していない水準である可能性があると考えられ、それよりも長い期間で平均株価を算出することが妥当であると判断したためです。かかる当社の判断及び割当予定先との交渉結果を踏まえ、発行価額を94円としております。

当該発行価額（94円）につきましては、上記取締役会決議の日の前営業日（平成29年4月6日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値（83円）に対しては13.25%のプレミアム、直前1ヶ月間（平成29年3月7日から平成29年4月6日まで）における当社普通株式の終値の平均値（91円）に対しては3.30%のプレミアム、直前6ヶ月間（平成28年10月7日から平成29年4月6日まで）における当社普通株式の終値の平均値（92円）に対しては2.17%のプレミアムとなっております。最近の当社普通株式の株価推移を勘案した結果、当該発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。また、当社は、上記発行価額の

算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

また、監査役3名全員より、上記の算定根拠に基づく発行価額及び払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量 10,638,000 株は、平成 28 年 12 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 56,641,458 株に対して 18.78% (議決権総数 56,566 個に対する割合 18.81%) に相当し、一定の株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、南通江海電容器との業務提携の効果をより確実なものとし、当社グループの中長期的な発展と成長につなげることに加え、平成 28 年 12 月 31 日の連結会計期間末における純資産額 791 百万円 (自己資本比率 3.0%) という当社グループの財務状況に鑑みて、自己資本を増強することで財務体質の安定化につながり株主価値の向上に資するものと考えことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (平成 28 年 12 月 31 日現在。但し、特記しているものを除く。)

(1) 名 称	南通江海電容器股份有限公司		
(2) 所 在 地	中華人民共和国 江蘇省南通市平潮鎮通揚南路 79 号		
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 陳 衛東		
(4) 事 業 内 容	アルミ電解コンデンサの製造販売		
(5) 資 本 金	627,042,647 元 (1 中国元を平成 28 年 12 月 31 日終値 16.78 円 (小数点第 3 位以下の記載省略。中国元の円換算値の表示箇所において以下同じ。) で換算すると 10,523,795,948 円)		
(6) 設 立 年 月 日	1958 年 10 月		
(7) 発 行 済 株 式 数	627,042,647 株		
(8) 決 算 期	12 月末		
(9) 従 業 員 数	2,018 名		
(10) 主 要 取 引 先	SAMSUNG、EMERSON、SIEMENS		
(11) 主 要 取 引 銀 行	中国銀行		
(12) 大株主及び持株比率	億威投資有限公司		31.84%
(13) 当事会社間の関係	(平成 29 年 4 月 6 日現在)		
資 本 関 係	当該会社は当社株式を保有しておりませんが、当社は当該会社の子会社である南通海潤電子有限公司の株式の 14%を保有しております。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	アルミ電解コンデンサの一部を生産委託しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
連 結 純 資 産	32,525	32,864	51,659
連 結 総 資 産	37,781	37,995	58,372
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	99	98	82
連 結 売 上 高	22,321	20,211	20,543

連 結 営 業 利 益	2,686	1,908	2,148
連 結 経 常 利 益	3,575	2,890	3,038
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,976	2,390	2,501
1株当たり連結当期純利益(円)	8.9	7.2	4.4
1株当たり配当金(円)	1.9	1.9	1.7

(注) 1. 上記の業績は、1中国元を、平成26年12月期は平成26年12月31日終値19.33円、平成27年12月期は平成27年12月31日終値18.53円、平成28年12月期は平成28年12月31日終値16.78円にて換算しております。

2. 割当予定先である南通江海電容器は深圳証券取引所の上場企業であり、法令遵守を求める当該証券取引所の規則の下で事業活動を行っております。また、当社は同社から、同社並びに同社の役員及び子会社が暴力団等とは一切関係がないことを、本資本業務提携に係る協議に際し、南通江海電容器中国本社に直接訪問の上で聴取しております。加えて、当社は割当予定先である南通江海電容器との間で長期にわたる様々な共同事業を通じて取引・技術支援や合弁会社の設立その他の人的・物的交流を継続的かつ頻繁に重ねてまいりましたが、その間において、同社ならびに同社の役員及び子会社が暴力団等と関係を有すると認められる一切の事実又は風評を当社が知得することはなく、また、上記の通り、本資本業務提携に係る協議に際しても改めて確認しております。これらのことにより、当社は南通江海電容器並びにその役員及び子会社が暴力団等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当先として南通江海電容器を選定した理由は、「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の目的」に記載の通りであります。

なお、南通江海電容器との資本業務提携の主な内容につきましては、平成28年11月29日付プレスリリース並びに「2. 資本業務提携の変更内容」をご参照下さい。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割り当てる株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であることを平成28年11月30日付で割当予定先との間で締結し、平成29年4月7日付でその内容の一部を変更した資本業務提携契約（以下「本提携契約」という。）において確認しております。

なお、本提携契約においては、割当予定先は割当日から3年間（以下「譲渡禁止期間」という。）は割当株式を第三者に譲渡することができず、譲渡禁止期間経過後に第三者に対して譲渡する場合には、当社へ事前に書面にて通知し、当社が譲渡中止を求めた場合は譲渡することができないこと等について合意しております。

また、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が割当株式について割当日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当に要する財産の存在については、深圳証券取引所の上場企業である南通江海電容器が当該取引所の規則の下で開示している平成28年12月の財務諸表（監査証明済み）において、同社の保有する現預金残高は約113億9百万円であり、払込総額に相当する金額約10億円を十分に上回っていることを確認した上で、払込みについては問題ない旨を同社から聴取していることから、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。なお、中国当局による外貨送金規制との関係では、中国当局から平成29年4月5日付で許認可を取得して本第三者割当に係る払込みを実行するのに問題がない状況になったとの説明を当社は南通江海電容器から口頭で受けております。（注）上記の現預金残高は、1中国元を平成28年12月31日終値16.78円で換算しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後	
太陽誘電株式会社	26.48%	太陽誘電株式会社	22.30%
旭硝子株式会社	11.75%	南通江海電容器股份有限公司	15.81%
伯東株式会社	3.07%	旭硝子株式会社	9.89%
五味 大輔	2.65%	伯東株式会社	2.58%
株式会社みずほ銀行	2.22%	五味 大輔	2.23%
楽天証券株式会社	1.69%	株式会社みずほ銀行	1.87%
株式会社SBI証券	1.16%	楽天証券株式会社	1.43%
新木産業株式会社	1.04%	株式会社SBI証券	0.98%
遊佐 建彦	0.93%	新木産業株式会社	0.88%
東京海上日動火災保険株式会社	0.88%	遊佐 建彦	0.78%
		東京海上日動火災保険株式会社	0.74%

(注) 平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

8. 今後の見通し

当期業績への影響は軽微であると考えますが、本資本業務提携は当社グループの中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様にも利益をもたらすことができるものとの判断しております。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に規定される独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

(単位: 百万円。特記しているものを除く。)

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
連結売上高	31,529	30,842	28,542
連結営業利益	454	344	790
連結経常損失(△)	△112	△477	△285
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△565	△1,975	△1,145
1 株当たり当期純損失金額(△) (円)	△13.59	△46.73	△20.23
1 株 当 た り 配 当 金(円)	—	—	—
1 株 当 た り 連 結 純 資 産(円)	38.4	29.67	13.58

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年12月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	56,641,458 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	470,000 株	0.83%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	93 円	226 円	89 円
高 値	379 円	229 円	123 円
安 値	86 円	70 円	60 円
終 値	227 円	89 円	90 円

② 最近6か月間の状況

	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
始 値	83 円	92 円	93 円	90 円	99 円	97 円
高 値	97 円	93 円	95 円	117 円	103 円	98 円
安 値	83 円	80 円	86 円	88 円	91 円	86 円
終 値	92 円	92 円	90 円	98 円	97 円	88 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成29年4月6日
始 値	85 円
高 値	85 円
安 値	83 円
終 値	83 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

- | | |
|--|--|
| (1) 株式の種類及び数 | 普通株式 10,638,000 株 |
| (2) 払込金額 | 1 株当たり 金 94 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 999,972,000 円 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額
1 株当たり 金 47 円 (総額金 499,986,000 円)
増加する資本準備金の額
1 株当たり 金 47 円 (総額金 499,986,000 円) |
| (5) 申込期間 | 平成 29 年 4 月 24 日～平成 29 年 5 月 12 日 |
| (6) 払込期間 | 平成 29 年 4 月 24 日～平成 29 年 5 月 12 日 |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法により南通江海電容器に全株式を割り当てる。 |
| (8) 上記各号の他本第三者割当に関して必要な事項の決定は当社代表取締役に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。 | |

III. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当により、南通江海電容器は、当社の議決権の 15.83%を保有することになるため、南通江海電容器は新たに当社の主要株主に該当することが見込まれます。また、本第三者割当に伴う発行済株式総数の増加により、旭硝子株式会社が当社の主要株主に該当しなくなることが見込まれます。

2. 異動する株主の概要

本第三者割当により新たに当社の主要株主となることを見込まれる南通江海電容器の概要は、前記「II. 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

また、当社の主要株主に該当しなくなることが見込まれる旭硝子株式会社の概要は、下記記載のとおりであります。

①名称	旭硝子株式会社
②所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 石村 和彦 代表取締役 島村 琢哉
④資本金	90,873 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)
⑤事業内容	ガラス事業、電子事業、化学品事業

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 南通江海電容器（新たに当社の主要株主に該当することが見込まれる株主）

	議決権の数 (所有株式数)	総議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 4 月 7 日現在)	— (—)	—	—
異動後	10,638 個 (10,638,000 株)	15.83%	2 位

- (注) 1. 平成 29 年 4 月 7 日現在の発行済株式総数 56,641,458 株
 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 75,458 株
 平成 29 年 4 月 7 日現在の議決権の総数 56,566 個
2. 異動後の「総議決権の数に対する割合」は、平成 28 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（56,566 個）に本第三者割当により増加する議決権の数（10,638 個）を加えた数（67,204 個）を基準として計算しております。

(2) 旭硝子株式会社（当社の主要株主に該当しなくなることが見込まれる株主）

	議決権の数 (所有株式数)	総議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 4 月 7 日現在)	6,653 個 (6,653,000 株)	11.76%	2 位
異動後	6,653 個 (6,653,000 株)	9.90%	3 位

- (注) 1. 平成 29 年 4 月 7 日現在の発行済株式総数 56,641,458 株
 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 75,458 株
 平成 29 年 4 月 7 日現在の議決権の総数 56,566 個
2. 異動前の「総議決権の数に対する割合」は、平成 28 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（56,566 個）を基準として計算しております。
3. 異動後の「総議決権の数に対する割合」は、平成 28 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（56,566 個）に本第三者割当により増加する議決権の数（10,638 個）を加えた数（67,204 個）を基準として計算しております。

4. 異動予定日

平成 29 年 4 月 24 日

(注) 本第三者割当に係る払込期間は平成 29 年 4 月 24 日～平成 29 年 5 月 12 日であるため、当該払込期間中の南通江海電容器から払込みが行われた日において、主要株主の異動が生じることになります。上記は平成 29 年 4 月 24 日に払込みが行われたと仮定した場合の異動予定日となります。

5. 今後の見通し

今後の見通しは、前記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 8. 今後の見通し」に記載のとおりであります。

以上